

## 評議員および役員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的および意義)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）並びに公益財団法人KDDI財団（以下「本財団」という。）の定款第16条および第30条の規定に基づき、評議員および役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第24条に基づき置かれる理事および監事をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬等その職務の対価として受け取る財産上の利益であり、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い必要となる経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 評議員および役員には、報酬を支給することができる。

- 2 評議員が評議員会に出席した場合には、一人一回の出席に対して20,000円（税引き後）の報酬を支払うことができる。
- 3 理事が理事会および評議員会に出席した場合には、一人一回の出席に対して20,000円（税引き後）の報酬を支払うことができる。各年度の報酬総額は2,000,000円を超えない範囲とする。
- 4 監事が評議員会および理事会等に出席した場合には、一人一回の出席に対して20,000円（税引き後）の報酬を支払うことができる。また、予算および決算の理事会前に実施する会計監査等を実施した場合には、一人一回当たり30,000円（税引き後）の報酬を支払うことができる。各年度の報酬総額は1,500,000円を超えない範囲とする。

### (報酬等の支給方法)

第4条 評議員および役員の報酬等については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

- 2 報酬等の支払方法は、支払要件の発生の都度、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

### (費用)

第5条 本財団は、評議員および役員がその職務の遂行に当たって負担した交通費、宿泊費その他費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

### (公表)

第6条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、2024年7月1日から施行する。